

## 議案第19号

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月27日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（令和元年渋川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に、「同条第4項第1号」を「同条第3項第1号」に改める。

第9条第3項中「第8条」を「前条」に改める。

第12条第5項中「及び」を「、及び」に改める。

第14条第1項第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同項第9号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改め、同条第3項中「会議」を「議」に改める。

第19条第2項中「変更の許可内容」を「変更の許可の内容」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項第4号の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

### 理 由

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び宅地造成等規制法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 太陽光発電設備 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）<u>第2条第2項</u>に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）であつて、<u>同条第3項第1号</u>の太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p>（保全地区）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、<u>前条</u>に規定する保全地区の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によってその効力を生ずるものとする。</p> <p>（事前協議等）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 事業者は、第2項の規定により標識を設置し、又は近隣住民等への説明会を開催したとき、第3項の規定による意見の申出があつたとき、<u>及び</u>前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う</p>	<p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 太陽光発電設備 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）<u>第2条第3項</u>に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）であつて、<u>同条第4項第1号</u>の太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p>（保全地区）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、<u>第8条</u>に規定する保全地区の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によってその効力を生ずるものとする。</p> <p>（事前協議等）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 事業者は、第2項の規定により標識を設置し、又は近隣住民等への説明会を開催したとき、第3項の規定による意見の申出があつたとき<u>及び</u>前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う</p>

面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。

(5)～(8) (略)

(9) 設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

その他関係法令の基準に適合していること。

(10) (略)

2 (略)

3 市長は、前条第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ前2項に掲げる事項について、第21条に規定する渋川市太陽光発電設備設置審議会の議を経なければならない。

4 (略)

(完了の届出等)

第19条 (略)

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第13条第1項の規定による許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の内容（次項において「許可内容」という。）に適合していることを検査し、その結果を許可事業者に通知するものとする。

3 (略)

面積等の造成計画が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。

(5)～(8) (略)

(9) 設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。

(10) (略)

2 (略)

3 市長は、前条第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ前2項に掲げる事項について、第21条に規定する渋川市太陽光発電設備設置審議会の会議を経なければならない。

4 (略)

(完了の届出等)

第19条 (略)

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第13条第1項の規定による許可又は第15条第1項の規定による変更の許可内容（次項において「許可内容」という。）に適合していることを検査し、その結果を許可事業者に通知するものとする。

3 (略)